

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農用地区域内における開発行為の中止命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 監督処分 (農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3)</p> <p>開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、農業振興地域の整備に関する法律第 14 条第 1 項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第 5 項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第 1 項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>2. 農業振興地域制度に関するガイドライン (平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知)</p> <p>第 20 法第 15 条の 3 関係 (監督処分)</p> <p>1 監督処分を行うに当たっての留意事項</p> <p>法第 15 条の 3 の監督処分 (以下「監督処分」という。) は、開発行為の制限の制度を実効あらしめるための措置であり、その運用に当たっては、違反行為の早期把握とこれに対する迅速な処分に努めることが重要である。</p> <p>また、「復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる」に当たっては、命令の相手方に対し、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度を超えて過重な負担を課することのないようにすることが重要である。</p> <p>3 都道府県知事の処理</p> <p>(2) 命令</p> <p>都道府県知事は、違反事案の内容及び(1)の弁明内容の検討を行い、違反事案に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保する観点から、必要に応じて開発行為の中止又は復旧の命令を行うこと。この場合において、当該命令の内容を必要に応じて市町村に連絡すること。</p> <p>なお、違反行為者への命令に当たっては、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第 10 の (様式 6) に示す違反開発行為命令書の様式を参考とされたい。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 51 第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日